

令和6年10月10日
交 通 局

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 都営三田線における駅の誤通過

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	54	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年9月21日、三田線西高島平駅行列車を運行中、本蓮沼駅に到着後、事故者の誤操作によりホームドアが開かなかったにもかかわらず、確認をすることなく出発した。

このことにより、当該駅において約10名のお客様が乗降することができなかった。

2 都電荒川線における停留場の誤通過

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	51	男性	戒告

イ 管理監督者

参事 文書注意相当

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年3月7日、荒川線早稲田行電車を運行中、乗車しようとするお客様がいたにもかかわらず、荒川二丁目停留場に停車することなく通過した。このことにより、当該停留場において2名のお客様が乗車することができなかった。

3 都電荒川線における停留場の過走及び信号冒進

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	32	男性	戒告

イ 管理監督者

参事 訓告相当

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年3月9日、荒川線三ノ輪橋行電車を運行中、東池袋四丁目停留場を過走した上、同停留場の先にある交差点が赤信号にもかかわらず進行し、交差点の中央付近で停止した。このことにより、12名のお客様の乗降に影響したとともに、交差点の往来を妨げた。

4 不正乗車及び通勤手当の不適正受給

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

氏名	所属	職層	職種	年齢	性別	内容
まつうら 松浦 慎弥	電車部	主事	電車運輸 (鉄道営業)	22	男性	懲戒免職

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年5月から同年11月までの間、通勤時に業務用の乗車証を用いて不正乗車するとともに、回数券分として支給された通勤手当の一部を使用せず、通勤手当を不適正に受給した。